

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時00分)

---

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、9番、村上誠一君、10番、高橋裕君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

---

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。  
事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 着座にて失礼いたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和6年5月24日付で、別紙の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により決定を求める。

令和6年6月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、細谷課長補佐から説明いたします。

議長 それでは、細谷課長補佐の説明を求めます。

細谷課長補佐。

細谷課長補佐 細谷です。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。

それでは、お手元の資料、2ページをご覧ください。

今月の利用集積計画につきましては、新規案件が4件、更新案件が2件となっております。

まず1件目です。

利用権を設定する貸手は長岡の方、使用貸借の設定で、農地の所在は長岡字吉岡71

9番。現況地目は田、面積は合計で2,213平米となっております。借手は長岡の方で、利用目的は水田利用。貸借期間は令和6年7月1日から3年間、令和9年6月30日までとなっております。

2件目の計画です。利用権を設定する貸手は新井の方、使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字宮室980番1。現況地目は畑、面積は2,555平米となっております。借手は長岡の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和6年7月1日から3年間、令和9年6月30日までとなっております。

3件目の計画です。利用権を設定する貸手は吉岡町陣場の方、貸借の設定で、農地の所在は新井字高塚3000番。現況地目は畑、面積は2,192平米となっております。借手は高崎市棟高町の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和6年7月1日から5年間、令和11年6月30日までとなっております。賃借料は9,000円、支払い方法は口座払いです。

4件目の計画です。利用権を設定する貸手は新井の方、使用貸借の設定で、農地の所在は新井字多屋1662番7。現況地目は田、面積は1,143平米となっております。借手は長岡の方で、利用目的は水田利用。貸借期間は令和6年7月1日から3年間、令和9年6月30日までとなっております。

5件目の計画です。利用権を設定する貸手は前橋市天川大島町の方、使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字南2934番1外2筆です。現況地目は田、面積は合計で2,201平米となっております。借手は長岡の方、利用目的は水田利用。貸借期間は令和6年7月1日から3年間で、令和9年6月30日までとなっております。

それでは、次のページをご覧ください。

利用計画書なんですけれども、4ページのほうに、借手の情報が書いてあります。

こちら、借りる方は、法人なんですけれども、現在、利用権の設定ということで、13万2,367平米利用権を設定しております。主に作っているものが、米とソバになります。農業従事者が3人、そのほか、雇用者ということで、5人ほどいるところです。農機具の所有状況なんですけれども、コンバイン、田植え機、トラクター、フォークリフト、乾燥機、もみすり機、選別機、種まき機、これ、機械を所有しているところになります。

5ページが2件目の計画です。ここ、同じなので、ちょっと割愛させていただきます。

7ページ、ご覧ください。7ページが3件目の計画の詳細な情報となっております。

今回、こちらにつきましては、相続案件でありまして、相続人が3人おります。こちら、3人の方から同意の判子をいただいております。

8ページが借手のほうの情報になります。こちらにつきましても法人でありまして、現在利用権設定としているところが、8,847平米、主に作っているものが、枝豆、ホウレンソウ、タマネギ、長ネギとなっております。農業従事者が6人、雇用労働力ということで3人予定しております。所有している農機具につきましては、脱莢機、選別機、洗浄機、トラクター等を所有している会社になります。

9ページ、10ページ、あと、11と12は同じ会社なんで、こちらについては割愛させていただきます。

13ページご覧ください。

6件目の計画になります。こちらについては、中間管理事業での設定となります。まず農地の所在です。山子田字新保663番。現況地目は畑。面積は3,998平米となっております。使用貸借の設定で、普通畑利用です。利用権を設定する貸手は山子田の方、貸借期間は令和6年7月1日から5年間、令和11年6月30日までとなっております。借手につきましては前橋市総社町の方になります。

14ページをご覧ください。

こちらの農地を借りるのは、新規就農者になります。こちらの方につきましては、今、営農状況として、5,948平米の農地の面積で経営しております。主に作っているものが、ナス、これから、ブロッコリーとか、スイートコーンをやる計画になっております。農業従事者については2人です。年間労働日数が250日、現在所有している農機具が、トラクター、動力噴霧機、管理機、軽トラックとなっております。

説明については以上です。

議 長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

ここで、細谷課長補佐の退席を認めます。

(細谷課長補佐退席)

---

#### ◎議案第2号

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書16ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字新井字桃泉3551番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は466平米。権利種別は3条有償移転で、内容は売買。譲渡人は相続財産管理人、前橋市の弁護士の方。経営面積は自作地34.5アール。申請事由は、相続放棄により、相続財産管理人弁護士として管理を行っており、当該農地を売却し、債務の償還に充てたいとのことです。譲受人は新井の方。経営面積は自作地92.8アール、借受地10.7アール。申請事由は、今回申請を行う土地の隣地を耕作しており、併せて耕作したいとのことです。受入れ世帯の稼働人員は5人中2人。

議案書17ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

地元推進委員。

推進委員5番、立見清彦君。

立見委員 譲受人は、前、農業委員もしていきまして、非常に農業を熱心にやっております。山林育苗の苗木等をいろいろ作っておりますので、これについては、その農地がさらに生かせるのではないかと思いますので、許可相当と思います。よろしく願います。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は原案のとおり許可といたします。

---

### ◎議案第3号

議長 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

てを議題とします。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書18ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字長岡字中組867番8。地目は登記簿、現況ともに畑。面積492平米。権利は使用貸借。譲渡人は長岡の方。譲受人は高崎市の方です。転用目的は一般個人住宅。施設等は一般住宅124.16平米。転用理由、借受人は現在、高崎市内のアパートに住んでおり、結婚により手狭となり、自己用住宅の建築を検討していたところ、貸付人の了承が得られたため住宅を建築するものとのことです。貸付人は借受人からの申出に応じ、申請地を貸与するものとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員5番、星野一郎君。

星野委員 地元の農業委員、5番星野です。

こちらは、現地としては、自害沢という川がありまして、その北側は全て吉岡町なんですけど、この地域は昔からの住宅地としての体をなしておりますので、許可相当と考えておりますが、ちょっと、傾斜地でございますので、建築に当たりましては、東側の農地に雨水、多分雨水は浸透式だと思いますけれども、その工事をしっかりした後で、許可相当だと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書18ページ、現地確認調書8ページからとなります。

議案第3号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字山子田字釈迦堂1370番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は355平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は山子田の方。譲受人は新井の方。転用目的は一般個人住宅。施設等は一般住宅52.99平米。転用理由、譲受人は現在新井地内に居住しており、子どもの通学等から自己用住宅の建築を考えていたところ、譲渡人の了承が得られたため住宅を建築するとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するものとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。

以上で、議案第3号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員2番、牧口誉詞君。

牧口委員 推進委員2番、牧口でございます。ただいま事務局長より説明がありました。議案第3号、番号2の申請につきまして、地元推進委員として補足説明をさせていただきます。

まず、申請地の場所ですが、8ページの位置図にありますように、高崎安中渋川線の山子田北の信号を南へ約100メートル戻ったところ、南へ行ったところに入る道路がございます。そこを入っていただきまして、付近の状況は、北側が畑、西側が宅地、分譲地、東と南側が道路に面しているという状況でございます。

雨水に関しましては、10ページにありますように、雑排水は南側道路内本下水道へ放流、雨水は地下浸透とすると、このように計画しておるようでございます。

隣接する農地に影響はないと思われまますので、私としては問題がありませんので、許可相当と思われまますので、ご審議よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号2は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号2は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号3について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号3について説明申し上げます。

議案書18ページ、現地確認調書は11ページからとなります。

議案第3号、番号3、図面番号3。農地の所在は大字山子田字中野1977番13。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は308平米。権利は所有権移転売買。譲渡人が山子田の方。譲受人も山子田の方。転用目的は露天資材置場。施設等はありません。転用理由、譲受人は申請地南側自宅で防水工事業を営んでおり、資材置場が不足していることから、隣接している申請地を使用したく、譲渡人に相談したところ、了承が得られたため露天資材置場として利用するものとのことです。譲渡人は譲受人からの申出を受け、申請地を譲渡するものとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。

以上で、議案第3号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員10番、高橋裕君。

高橋委員 農業委員10番、高橋です。

先ほどの議案第3号、番号3についての説明ですが、事務局長の説明のとおりでございます。若干、補足的な説明をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

現地は、ふるさと公園の信号を西に約1キロほど上ってきました右側のところになります。現地調書でも見ていただくとお分かりですが、自宅のすぐ北側で購入予定地ということでございます。

西には道路、南に道路と、東側は宅地というところで、こちらの宅地に関してはもう既に擁壁が打ってあります。したがって、隣接する北側の畑には、影響はないというふうに考えられます。

したがって、地区担当としましては許可相当と思われまますので、皆様のご審議のほうをよろしくお願いいたします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号3は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号3については許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号4について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号4について説明申し上げます。

議案書19ページ、現地確認調書は14ページからとなります。

議案第3号、番号4、図面番号4。農地の所在は大字新井字大川1181番6。地目は登記簿、現況ともに畑。面積500平米。権利は使用貸借。貸付人は新井の方。借受人も新井の方。転用目的は一般個人。施設等は一般住宅132.09平米。転用理由、借受人は妻の父の介護が必要となり、同居を考え、介護に適した平屋建ての住宅の建築を検討し、貸付人に相談したところ、了承が得られたため住宅を建築するものとのことです。貸付人は借受人からの申出に応じ、申請地を貸与するものとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。

以上で、議案第3号、番号4の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 農業委員12番、小山でございます。

ただいまの議案第3号、4番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。若干、地元委員として補足説明をさせていただきたいと思えます。

まず、現地調書の14ページをお開き願いたいと思えます。

今回の申請地につきましては、榛東さいとう医院の前の道を、南の道を西に上がったところの村道の角地というようなところでございます。

一応、角地のこの申請地を賃借により借りて、一般住宅の建設というようなことで今回の申請が上がっております。

今回の申請地の周りにつきましては、西側と南側が村道というようなことで、北と東側が若干、ちょっと、まだ空くんですけれども、畑が面するというような形でござい

ますけれども、この畑も、貸付人の所有地というような形の中で、一応、家が建っても、周りに与える影響はないかなというふうに思われます。

一応、雑排水につきましては、南側の道路に敷設されている公共下水に接続、雨水については、自然浸透という形でございます。

また、1種農地というようなことではございますけれども、除外済みというようなことと、東側等には一般住宅が隣接してあるということで、集落接続ということで、地元委員といたしまして、許可相当と思われまますので、よろしくご審議のほど、お願いをいたします。

以上です。

議 長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号4について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第3号、番号4は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号4は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

---

#### ◎議案第4号

次に、議案第4号、農地の賃借料情報の提供についてを議題とします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長 それでは、20ページをご覧ください。

議案第4号について説明申し上げます。

令和6年度の農地の賃貸料情報について、下記のとおり決定を求める。

令和6年6月10日、榛東村農業委員会会長。

こちらについては、令和5年1月から12月までに締結、公告された賃貸借の10アール当たりの賃貸料水準(10アール当たり年額)、次のとおりですということで、表のとおりなんです、平均で、田の部が8,700円、最高で8,826円、最低が8,482円、賃貸借件数が10件中2件とのことです。

また、畑の部についても、平均が4,400円、最高額が8,576円、最低額が1,394円、賃貸借件数が46件中16件となっております。

雑駁ではありますが、以上で議案第4号の説明を終わります。

議長 事務局長より議案第4号の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号について、賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号は原案のとおり決定といたします。

ここで、全ての議案の審議がされましたので、暫時休憩とします。

開始を午前10時50分からとします。

(休憩 午前10時32分)

(再開 午前10時50分)

---

◎報告事項

---

◎その他

---

◎閉会

(午前11時27分)